

## 議案第79号

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 養父市条例第 号

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

(養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年養父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「地公法第22条第1項」を「地公法第22条」に改める。

(養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年養父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条に次の2項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の内、月額で支給する職員の報酬を減給する場合は、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「給料」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の内、日額又は時間額により支給する職員の報酬を減給する場合は、1時間当たりの報酬額の10分の1以下に

相当する額を給与から減額する。

(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年養父市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第18条見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条第2号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地公法」に改める。

(養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年養父市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与等)

第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等は、他の条例により定める。

2 法第22条の3第1項に定める臨時的任用職員の給与は、常勤の職員との均

衡を考慮し、別に規則で定める。

(養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第7条 養父市職員の特殊勤務手当支給条例(平成16年養父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「派遣等をされる職員」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年養父市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職を占める職員」の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第79号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第1条 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（地公法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第2条第1項各号に規定する団体で規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地公法第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（地公法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第2条第1項各号に規定する団体で規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地公法第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の理由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員<u>（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。）</u>の意に反する休職の理由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p><u>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の内、月額で支給する職員の報酬を減給する場合は、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「給料」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の内、日額又は時間額により支給する職員の報酬を減給する場合は、1時間当たりの報酬額の10分の1以下に相当する額を給与から減額する。</u></p>

第3条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等)</p> <p>第18条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

第4条 養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（養父市職員の給与に関する規則（平成16年養父市規則第45号）第28条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（養父市職員の給与に関する規則（平成16年養父市規則第45号）第28条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p>



第5条 養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員（別に条例で定めるものを除く。）で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員（別に条例で定めるものを除く。）で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>

第6条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（非常勤職員の給与）</u></p> <p><u>第30条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。</u></p> <p><u>2 前項の非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>	<p><u>（会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与等）</u></p> <p><u>第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等は、他の条例により定める。</u></p> <p><u>2 法第22条の3第1項に定める臨時的任用職員の給与は、常勤の職員との均衡を考慮し、別に規則で定める。</u></p>

第7条 養父市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分は、別表のとおりとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣等をされる職員についても支給できるものとする。</p>	<p>(特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種別及び支給額並びに支給区分は、別表のとおりとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣等をされる職員及び<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>についても支給できるものとする。</p>

第8条 養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>